

## 東日本大震災の支援・対策に係る要望

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は我が国の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、その後に襲った大津波は、東北地方から関東地方にわたる広範な太平洋沿岸域で多数の死傷者や行方不明者を出し、各地に甚大な被害をもたらした。

震災以降、被災地域の中核市においては、自らの市の再建はもとより、広域の中心市として自治体間連携を図り、同じく被災した周辺市町村の早期復旧と被災者の生活支援に尽力している。また、それを支えるべく中核市の間で「中核市災害相互応援協定」に基づき、物資や金銭の援助、職員派遣など、総力を挙げて様々な支援を行っているところである。

国においても、復旧・復興への支援、対策が実施されているが、この度の災害は、これまでの災害対策の想定を遥かに上回る未曾有の大災害であり、今後も、長期にわたり様々な面において、一層の支援と対策が求められるところである。

については、中核市市長会として今後の復旧・復興への支援、対策に関する要望事項をまとめたので、国においては以下の対策に万全を期し、速やかに実行されるよう強く要望する。

### 1 地域復興に向けた支援・対策

- 被災地の広域性・多様性を考慮し、地域の住民・企業・団体等が参画することにより、**各地域の特性が活かされる復興ビジョン**を策定すること。
- 地域の早期復興に必要な**規制の緩和**や**財政・税制・金融上の支援**を行うこと。
- 地域産業の復興、雇用の確保、これらを支える社会資本の一体的な再整備など、**被災者の生活再建・経済活動再建**のための総合的対策を講じること。
- **応急仮設住宅**の早期供給と**恒久住宅への円滑な住み替え**の促進に対する支援を行うこと。
- 震災廃棄物等を早期に処理するため、**広域的な処理体制**を整備するとともに、個人が緊急やむを得ず処理した場合における**補助対象認定手続きの簡素化**を図ること。
- 被災地域の資産に係る「**二重ローン**」に対する**救済措置**を講じること。
- 液状化による家屋の沈下や傾きなどの被害を考慮して、災害に係る住家の被害認定基準運用指針の**より一層の見直し**を行うこと。

- 被災児童生徒のための**教育環境の復興**への支援を行うこと。
- 旅行者の来訪を促す大型観光キャンペーンなど、**観光振興に向けた支援**を行うこと。

## 2 地方自治体への財政措置

- 被災自治体が必要に応じて機動的に復旧・復興・経済対策に取り組むことができる、**自由度の高い新たな交付金制度の創設等**十分な財政措置を行うこと。
- 小規模な復旧事業についても国庫補助事業として実施できるよう、補助対象事業費の下限額を見直すなど**従来の枠組みにとらわれない柔軟な**財政措置を行うこと。
- 被災した宅地の早期復旧を図るため、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、小規模住宅地区改良事業、住宅地区改良事業等について、**補助率の嵩上げや採択要件を緩和**すること。
- 被災自治体に対して復旧・復興支援や避難住民の受入れなどの**支援を行う自治体に対する**十分な財政措置を行うこと。

平成23年 6月 2日

中核市市長会